

山形県地域訓練協議会設置要綱

1 目的

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）その他の同法第 2 条に規定する特定求職者に対する職業訓練を実施するに当たり、全国職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模に係る目標を確認するとともに、その達成に向け、訓練実施機関の開拓等に地域の関係者が連携して取り組むための検討の場として、地域訓練協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2 名称

協議会の名称は、「山形県地域訓練協議会」とする。

3 構成

(1) 協議会は、以下に掲げる者を参集者として構成する。

① 有識者

人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者

② 労使団体その他産業界関係者

一般社団法人山形県経営者協会、山形県中小企業団体中央会、山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、日本労働組合総連合会山形県連合会の役員又は同等クラスの者及び実務担当者

その他、必要に応じて、設定する職業訓練の規模が大きい業界の関係者

③ 教育・教育訓練機関等

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部
山形職業能力開発促進センター所長

一般社団法人山形県専修学校各種学校協会の役員又は同等クラスの者

山形県職業能力開発協会の役員又は同等クラスの者

一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者

④ 地方公共団体

山形県産業労働部長、山形県教育委員会教育次長

⑤ 都道府県労働局

山形労働局長

(2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4 会長

(1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央訓練協議会の開催に合わせて開催する。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 山形県における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の訓練実施分野及び規模（目標）の設定に関すること。

(2) 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

7 事務局

協議会の事務局は、山形労働局職業安定部に置く。

8 その他

(1) 協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。

(2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から改定する。

この要綱は、平成25年4月1日から改定する。

この要綱は、平成27年4月1日から改定する。

この要綱は、平成29年4月1日から改定する。

この要綱は、令和2年4月1日から改定する。